

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「令和6年版厚生労働白書」の公表について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2024年8月27日の閣議で、「令和6年版厚生労働白書」を報告し、同日公表しました。

※厚生労働省HP「令和6年版厚生労働白書」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/23/index.html>

「令和6年版厚生労働白書」は、以下の2部構成となっております。

- －第1部 こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に
- －第2部 現下の政策課題への対応

このうち、「第2部 現下の政策課題への対応」で取りまとめられている、DB・DC関連の内容について、ご案内いたします。

【令和6年版厚生労働白書】DB・DC関連部分について抜粋

「第2部 現下の政策課題への対応」

- －「第4章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立」
- －「第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営」
 - －「2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について」289～291ページ

※以下一部抜粋

(1) 企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、より利用しやすい確定拠出年金（DC）制度や確定給付企業年金（DB）制度の整備に向けた取組みを進めている。

(2) 直近の法令改正と今後の課題

2020年改正法においては、DCの加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大、DCにおける中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入の要件緩和等を盛り込んだ。

また、2020年改正法の検討規定等や社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下「企業年金・個人年金部会」という。）での議論を受け、令和3年度税制改正の大綱（2020（令和2）年12月21日閣議決定）において、DCの拠出限度額について、DB等の他制度の掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に見直すこととした（2024（令和6）年12月1日施行）。

（中略）

私的年金制度については、「資産所得倍増プラン」（2022（令和4）年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において、①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること、②iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、③iDeCo各種手続きの簡素化等を行うこととされたほか、「資産運用立国実現プラン」（2023（令和5）年12月13日新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会取りまとめ）においては、DBにおける資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大及び加入者のための運用の見える化の充実、企業型DCにおける適切な商品選択に向けた制度改善及び加入者のための運用の見える化の充実並びに企業年金を含む私的年金の更なる普及促進等が盛り込まれた。

これらも踏まえ、企業年金・個人年金部会では2023年4月より、①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築、②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備、③制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備の3つの視点から次期年金制度改正に向けた議論を開始している。

また、2024年3月28日には、企業年金・個人年金部会でのこれまでの議論に関する中間整理を行ったところである。今後も、私的年金制度全般の改革の方向性について引き続き議論を行っていく。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202409-170-0263-D